

新潟市行政改革プラン 2013

【平成 25～26 年度】

平成 25 年 3 月

新潟市

目 次

はじめに	1
行政改革プラン 2013 の基本的な考え方	2
重点改革項目 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化	
1 政策課題の高度化への対応	3
2 住民自治の強化に向けた対応	4
3 選択と集中による経営資源の適正配分	5
4 危機管理・防災機能、マネジメント機能の強化	6
5 戦略的な人材マネジメント	7
重点改革項目 市民との真のパートナーシップの形成	
1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進	8
2 市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大	9
3 民間活力の効果的な活用	10
重点改革項目 持続可能な財政運営の確立	
1 持続可能な財政運営	11
2 財産経営の推進	12
3 公会計改革による新たな公会計の活用	13
4 地方公営企業などの経営改革	14
行政改革プラン 2013 の推進方法	
1 プラン 2013 の改革プロセス	15
2 プラン 2013 の推進体制	16
3 プラン 2013 の進捗マネジメント	16
行政改革プラン 2013 の全体指標	18
行政改革プラン 2013 の体系	19

～持続可能な都市づくりに向けた改革の深化、未来への布石～

本市は、平成 17 年の広域合併を経て、19 年には政令指定都市に移行し、「拠点化」と「個性化」を軸としたまちづくりを進め、「安心政令市にいがた」の実現に取り組んできました。

この間、社会経済状況の変化に対応した行財政運営を行うため、広域合併後の 5 年間は行政改革プラン 2005 として減量型の行政改革を、その後の 3 年間は現行の行政改革プラン 2010 に基づき、政令市としての質的な強化を改革の視点に加え、市民サービスの充実と効果的・効率的な行財政運営の両立を目指し、行政システムの構造的な改革を推進してきました。

2 年後に本市は、広域合併後 10 年という節目の年を迎えます。

これからの 2 年間は、これまでの取り組みを着実に実らせ市民の皆さまにその成果をお届けするとともに、政令市にいがたの次のステップに向けて布石を打っていく重要な時期となります。

新たな「行政改革プラン 2013」は、こうした認識のもと、「行政改革点検・評価委員会」のご提言はもとより、「政令市にいがたのあり方検討委員会」のご意見なども参考にしながら、これまでの行政改革プランの理念や取り組みを継承しつつ、住民自治を深化させ、将来を見据えた「持続可能な都市づくりの基本戦略」として策定いたしました。

「安心政令市にいがた」の実現に向けて、政策課題の高度化や住民自治、危機管理・防災機能の強化への対応など、政令市としての組織機能を強化するとともに、「市民主権」の土台づくりを進めながら、市民との真のパートナーシップの形成・深化に取り組んでいきます。

さらに、中長期的な視点から、本市の都市づくりを支える持続可能な財政運営や戦略的な人づくりを確かなものとする取り組みについても積極的に推進いたします。

そして、新潟市が今まで以上に力強く変わっていく姿を市民の皆さまから実感していただけるよう、市民の皆さまと手を携えながら、引き続き「行政革新度日本一」を目指し、スピード感をもって改革を推進してまいります。

平成 25 年 3 月 新潟市長 篠田 昭

行政改革プラン 2013 の基本的な考え方

これまでの行政改革プラン 2010 の理念や取組を継承しつつ、社会経済状況の変化や大都市制度、地方分権改革の動向などにも対応した取組を推進し、合併後 10 年に向けた改革を深化させていきます。

本市が目指す都市像の実現に向けて、本市の将来を見据えた「持続可能な都市づくりの基本戦略」と位置付け、3つの重点改革項目を掲げ推進します。

新・新潟市総合計画とあわせ、計画期間を平成 25～26 年度の2年間とし、当面の課題に対応するとともに、長期的なビジョン、行政改革の方向性を示します。

重点改革項目

～ 持続可能な都市づくりの基本戦略 ～

「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

- 1 政策課題の高度化への対応
- 2 住民自治の強化に向けた対応
- 3 選択と集中による経営資源の適正配分
- 4 危機管理・防災機能、マネジメント機能の強化
- 5 戦略的な人材マネジメント

市民との真のパートナーシップの形成

- 1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進
- 2 市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大
- 3 民間活力の効果的な活用

持続可能な財政運営の確立

- 1 持続可能な財政運営
- 2 財産経営の推進
- 3 公会計改革による新たな公会計の活用
- 4 地方公営企業などの経営改革

改革のプロセス

～ 改革の継承と深化、未来への布石 ～

時代の変化に即応した取組のスピードアップ

区長・部長の経営・改革責任の明確化

改革効果の一層の見える化と職員の改革・改善意欲の向上

将来の政令市にいがたを見据えた改革の着手

重点改革項目 I 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

政令市移行から6年が経過し、政令市として、また市民に最も近い自治体として、さらに質の高い行政運営を行っていくため、引き続き「政策課題の高度化への対応」、「選択と集中による経営資源の適正配分」、「戦略的な人材マネジメント」の取組を一層強化するとともに、これまで進めてきた「大きな区役所」「小さな市役所」の理念の具体化に向け、本市にふさわしい大都市制度の検討をふまえ、区役所と市役所の役割分担の再整理を行い、市民が主役となる自治の実現に向けた体制づくりを進めていきます。

また、3.11 東日本大震災を教訓とした行政運営の安定性・持続性の観点や、区長・部長の経営責任、行政経営品質の向上を図るため「危機管理・防災機能、マネジメント機能の強化」を進めていきます。

重点改革項目 「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

1 政策課題の高度化への対応

「安心政令市にいがた」の実現を目指した喫緊の課題について、新・新潟市総合計画「第4次実施計画」に戦略的に取り組んでいくとともに、将来の新潟市を見据え、今後目指す都市像・ビジョン、その土台となる行政改革の方向性を明示します。

また、戦略的な都市経営を行うため「本庁の専門性と政策立案機能の強化」や、社会経済状況の変化に機敏かつ横断的な対応を図るため「組織横断的な重要課題の解決に向けた庁内体制づくり」を図っていきます。

具体的な改革項目

新・新潟市総合計画第4次実施計画など主要施策の戦略的实施

- ・ 第4次実施計画の戦略的实施
- ・ 「合併建設計画後期実施計画」に基づく事業実施

戦略的都市経営のための対応

- ・ 本庁の専門性と政策立案機能の強化
- ・ 組織横断的な重要課題の解決に向けた庁内体制づくり

将来の政令市にいがたの目指す都市像、ビジョンの明示

- ・ 新たな将来ビジョンの策定
- ・ 平成27年度以降の行政改革プランの策定

※1 第4次実施計画…新・新潟市総合計画(平成19～26年度)のうち、平成25年度からの2年間で重点的・集中的に取り組む施策と、それらを推進する主な事業をまとめた実施計画

2 住民自治の強化に向けた対応

市民が主体となる自治の実現に向け、本市にふさわしい大都市制度の検討を進めるとともに、それぞれの地域で子どもたちへの教育がさらに充実する方策に取り組めます。

また、これまで進めてきた「大きな区役所」「小さな市役所」の理念を具体化するため、それぞれの役割・機能を再整理し、より機能的で利便性の高い区役所づくりを進めるとともに、区役所間や本庁との連携を強化し、分権型の政令市として各行政区が主体となった魅力あるまちづくりを推進していきます。

具体的な改革項目

大都市における住民自治に関連した制度的な課題への対応

- ・ 新潟市にふさわしい大都市制度の検討
（区長会議など推進体制を整備し、区政のあり方を検討）
- ・ 身近な地域で教育に責任をもてる体制の構築
（教育委員会のあり方の検討）
「大きな区役所」「小さな市役所」の理念の具体化
- ・ 区役所と本庁の役割・機能の再整理
（組織の見直しを含む）
- ・ 区役所間・区役所と本庁との協議制度の確立

3 選択と集中による経営資源の適正配分

市民生活の質的向上に直結するサービスや、拠点性を生かしたまちづくり、地域の活性化に資する施策などへ限られた経営資源を効果的・効率的に配分するため、「予算・組織編成、人員配置での選択と集中の強化」や、「外部評価をふまえた事業の見直し、内部事務の効率化・簡素化」を行うとともに、「電子自治体の推進」「窓口サービスの向上」に取り組み、行政手続のさらなる利便性向上を図ります。

職員については、団塊世代職員の大量退職を見据え、職員の年齢構成の平準化を進めるための新・定員配置計画にもとづき、組織ごとの定員管理を徹底していきます。

また、広域合併後 10 年に向け、市全体の公平性の観点から、各種制度の統一に向けた方向性を示します。

具体的な改革項目

予算・組織編成、人員配置での選択と集中の強化

- ・ 重点事業など事業立案にあたっての仕組みの改善
(P D C A サイクルに基づき適正評価できる仕組み、組織・職員・予算などの経営資源配分の一体的検討)
- ・ 選択と集中及び職員年齢構成の平準化を進めるための新・定員配置計画の推進
外部評価をふまえた事業の見直し、内部事務の効率化・簡素化
- ・ 事業仕分けなど外部評価をふまえた事業の見直し推進(実施とこれまで3回の進捗)
- ・ 内部事務の効率化・簡素化

電子自治体の推進

- ・ I T ガバナンスの推進
- ・ 情報システム最適化の検討

窓口サービスの向上

- ・ 新潟市民サービス向上システム(N C S I S)の構築・推進
- ・ 窓口改善運動の推進
- ・ 総合窓口サービスの検討

広域合併後 10 年に向けた、各種制度の整理・統合

- ・ 合併時の各種制度の経過措置を市全体の公平性の観点により調整

※2 電子自治体…コンピュータやネットワークなどIT技術を行政分野に活用することで、市民や企業の利便性向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとする取組

※3 PDCAサイクル…Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことで、継続的に改善を行うマネジメント手法

※4 ITガバナンス…ITを導入・活用するにあたり、目的・戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価し、理想とするIT活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること

※5 新潟市民サービス向上システム(NCSIS)…「市民サービスの向上」を最上位の目的とし、「サービス品質向上」と「組織力向上」の2つの大きな視点でPDCAサイクルを推進することで継続的に市民サービスの改善を図るための組織経営システム

※6 総合窓口サービス…複数課に跨る各種証明書や届出などの手続きを含めたワンストップサービス化の仕組み

4 危機管理・防災機能、マネジメント機能の強化

災害対応能力の向上を図るため、地域防災計画を見直すとともに、災害発生時の行政運営の安定性・持続性の観点から、市役所の業務継続計画（BCP）の策定に取り組みます。

また、区長、部長の経営責任、行政経営品質の向上を図るため、成果志向による組織マネジメントの徹底や、新潟市民サービス向上システム（NCSIS）を構築・推進し職員への浸透を図っていきます。

具体的な改革項目

災害発生時における本市対応能力の強化

- ・ 地域防災計画の見直し
- ・ 業務継続計画（BCP）の策定

組織内部のマネジメント機能の整理・統合、職員への浸透・定着

- ・ 区長、部長等の成果志向による組織マネジメントの徹底
- ・ 新潟市民サービス向上システム（NCSIS）の構築・推進 【再掲】

※7 業務継続計画（BCP）…災害・事故を受けても市役所の重要業務をなるべく中断せず、また中断したとしても出来るだけ早急に復旧させるための計画

※8 新潟市民サービス向上システム（NCSIS）…「市民サービスの向上」を最上位の目的とし、「サービス品質向上」と「組織力向上」の2つの大きな視点でPDCA サイクルを推進することで継続的に市民サービスの改善を図るための組織経営システム

5 戦略的な人材マネジメント

フランチャイズ制に基づいた人事制度のさらなる浸透を図り、人材育成のための人事評価制度の活用や、民間企業等との人事交流など人材マネジメントをさらに強化し、職員の専門性・企画立案能力の向上、専門能力と総合力を兼ね備えた職員の育成など、重要課題に対応できる質の高い職員集団の形成に向け、取組を進めます。

また、職員アンケート結果の有効活用、業務改善運動の深化などにより、職員のモチベーション維持・向上に向けた取組を強化していきます。

具体的な改革項目

専門性の高い職員の育成を目的とするフランチャイズ制に基づいた人事制度の浸透・定着

- ・ 職員の専門能力の育成、支援方法の検討

質の高い職員集団形成に向けた取組

- ・ 職員の基本能力の育成と幅広い教養取得の支援
- ・ 公平で納得度の高い人事評価の実施と人材育成への積極活用
- ・ 民間等への職員派遣、受け入れによる職員育成
- ・ 職員採用面接試験の検証（フォローアップ）の実施

職員意欲のさらなる向上

- ・ 全職員を対象に目的意識と職務に関するアンケート調査の定期的な実施と結果の活用
- ・ 業務改善運動（やろてばにいがたなど）による職員改善意欲の醸成と改善事例の共有化、優良事例の関連部署への水平展開
- ・ 役職への女性や若手職員の積極的登用などにより意欲ある職員の能力発揮を促進
- ・ 勤務実績が適切に反映される給与制度の運用
- ・ 窓口改善運動の推進 【再掲】

※9 フランチャイズ制に基づいた人事制度…キャリア形成の観点から、一人ひとりの職員が自身の力を高めること（能力開発）と、適材適所の配置を行って職員の力を有効に活用すること（能力発揮）により、本市の組織力を高め、市民満足度の向上を図ることを目的とし、平成22年度人事配置より導入した制度

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

住民自治の基盤を強化し、多様化、高度化する市民ニーズや社会経済状況の変化に対応していくため、区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO、社会福祉協議会、民間事業者など多様な主体と互いの立場を尊重したパートナーシップを形成し、さらなる協働によるまちづくり、公共サービス供給を推進していきます。

また、協働推進の前提となる「市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大」を図っていきます。

重点改革項目 市民との真のパートナーシップの形成

1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進

地域の主体的なまちづくりを支援するため、出張所、連絡所、公民館等の活用による「まちづくりセンター」の設置、拡大を進めていきます。

また、区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO、社会福祉協議会などと行政が、相互の立場を尊重した連携関係を強化し、さらなる協働を進め、地域の活力と市民生活の向上に取り組みます。

具体的な改革項目

地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援の強化

- ・ 出張所、連絡所、公民館等の活用により「まちづくりセンター」を設置、拡大（公民館分館のあり方を含めた検討）
- ・ 地域コミュニティへの支援の強化

区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO等との連携・協働によるまちづくり・公共サービスの推進

- ・ 社会福祉協議会をはじめ多様な関係団体との連携や、市民主体による支え合い活動の展開
- ・ 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとの相互連携の強化
- ・ 本市の協働の取組状況について、NPO等による外部評価を実施
- ・ 市民協働の手引き 2006の市民との協働による見直し
- ・ 外郭団体評価の実施による団体の経営改善（市と団体の関与の最適化と、より効率的・効果的な評価方法に改善し実施）

地域活動を支える担い手を創出するための場の積極的な提供

- ・ 地域活動の担い手を育む仕組みづくり（住民自治を担う人材の育成、ノウハウ蓄積）

※10 市民協働の手引き 2006...市民と行政が共に力を合わせ新しい新潟市をつくるための市民協働事業の手引きで、協働の必要性や効果、留意点などを掲載している

※11 外郭団体…行政活動の代行的、補完的機能を果たすことを目的とし、市が出資などして設立された地方公社や財団法人、株式会社、その他継続的に市が人的・財政的支援を行っている団体などで、本市では19団体がある

2 市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大

市民とのパートナーシップ形成の前提である、情報公開・情報発信、情報の共有を徹底的に進めるとともに、附属機関等における市民参加や、市民意見提出手続条例の運用方法の見直しなど市政への市民参画・協働の充実・拡大に向けた取組を進めていきます。

また、職員の意識改革を通じ協働を実践できる職員の育成や、実践しやすい庁内体制の整備を行うなど、市民参画・協働を積極的に推進します。

具体的な改革項目

市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進

- ・ 文書管理システムの機能を利用した情報公開の推進、行政情報の積極的な発信
- ・ 変化・多様化する利用者ニーズに対応したホームページ等による情報発信の充実
- ・ 財務状況（行政コスト、将来負担など）の分かりやすい開示による市民との共通認識の醸成
- ・ 予算編成過程を含め政策形成段階での情報共有の強化
- ・ サービス憲章に基づく取組の浸透・定着

市民参画・協働の充実・拡大

- ・ 附属機関等における公募委員導入率・女性委員割合の拡大
（附属機関等の運営の適正化を徹底）
- ・ 市民意見提出手続条例の運用方法の見直し
- ・ 区政運営における市民参画、協働の機会の拡充、行政評価の導入

職員の意識改革と協働を実践しやすい庁内体制の整備

- ・ 協働を実践できる職員の育成、庁内体制の整備（組織、ボランティア休暇など）

※12 附属機関等…市民、学識経験者、関係団体の代表者などで構成され、地方公共団体が行う事務・事業について必要な審査、審議、調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した機関を「附属機関」という

また本市では事務・事業の実施等にあたり、市民、学識経験者、関係行政機関、関係団体からの意見聴取や専門知識の導入などを目的とし、要綱等に基づき開催する会合を「懇話会等」としており、「附属機関」とあわせ「附属機関等」としている

※13 市民意見提出手続条例…本市の政策形成過程における公正性の確保、透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、開かれた市政運営及び協働のまちづくりを推進することを目的とし、市民意見の提出の手続きを定めた条例

※14 サービス憲章…市民との約束として策定し、一人ひとりの職員が遵守することで市民サービスの向上を図っていくための宣言

3 民間活力の効果的な活用

行政の役割を明確化し、単に経済性や効率性のみならず、行政の責任を確保しながら、民間活力を積極的に導入し、市民サービスの維持向上と経費節減を図ります。

他都市の取組や本市の課題をもとに、公の施設への指定管理者制度や、民間委託する業務の拡大など、さらなる民間活力の活用を進めます。

また、さらなる民間活力の活用に向けて、民間のアイデアによる提案の募集や、民間活力を導入した施設、業務について外部評価制度の導入により、さらなる市民サービスの質の向上に努めていきます。

具体的な改革項目

民間委託導入効果の高い業務への民間委託導入の推進

- ・ 民間委託導入効果の高い業務への民間委託導入の推進
【学校給食調理業務（センター・自校方式） 道路・公園パトロール業務など】
 - ・ 公の施設の指定管理者制度導入などさらなる民間活力の活用・推進
 - ・ 指定管理者制度導入のさらなる推進
【大山台ホーム・松鶴荘、ビュー福島潟、食育・花育センターなど】
 - ・ 民間参入機会の確保、選定時の公平性向上
【スポーツ施設の公募方法の変更、老人デイサービスセンターの公募化検討など】
 - ・ 公の施設の民間活力拡大の検討・推進
【図書館、保育園、日帰り温泉施設、市民活動支援センターなど】
- さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備
- ・ 民間提案制度の活用など新たな業務等への導入の検討
 - ・ 指定管理者制度施設、民間委託業務の外部評価の実施と制度見直しへの反映

※15 公の施設…文化施設、福祉施設、体育施設、公園施設など住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設で、地方自治法第244条第1項で規定

※16 指定管理者制度…公の施設の管理・運営を、そのノウハウを有する民間事業者等の団体が担うことにより、市民サービスの向上や経費の節減を図るための制度で、地方自治法第244条の2第3項で規定

※17 民間提案制度…行政サービスに一層の民間活力等の導入を推進していくため、従来のような行政が枠組みを決める取組だけでなく、民間の自由な発想による創意工夫を生かすことができる取組として、本市が実施している事務事業等を対象とし提案を受ける制度

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

社会・経済環境により、市税収入が落ち込む一方、社会保障関係経費をはじめとした義務的経費は増高基調にあるなど、本市の財政運営は厳しさを増しており、財政収支の不均衡は今後数年にわたって続くものと見込まれています。

このような中、安心安全の土台の上に、政令市として目指す都市像を実現するため、将来世代に負担を先送りすることのないよう市債に依存しない財政運営を目指し、財政収支の均衡を図る取組を進め、安定した財政基盤を確立し、持続可能な財政運営を推進します。

重点改革項目 持続可能な財政運営の確立

1 持続可能な財政運営

収支均衡に向け、歳出削減と歳入確保に取り組んでいきます。

歳出削減の取組として、中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直しを行います。

歳入確保の取組として、市税や債権等の収納率向上を図るとともに、新たな財源など自主財源の確保を組織全体の共通課題とし多面的に検討するなど安定した財政基盤を構築します。

また、現在の受益と負担水準については、各種使用料手数料に減免制度も含めて検証し、早急に負担水準の適正化を図ります。

具体的な改革項目

中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し

- ・ 事業や施設のコスト分析を行い予算編成に反映
- ・ 合併建設計画後の建設事業を見据え、今後のあり方や公債費などの将来負担を注視しつつ、重点的な配分により、効率的な整備を推進
- ・ 事業仕分けなど外部評価をふまえた事業の見直し推進 【再掲】

市税等の収納率向上と新たな財源確保の取組

- ・ 市ホームページバナー広告や印刷物など各種広告資産の活用やネーミングライツの導入など、さらなる自主財源確保の積極的实施（組織全体として多面的な検討）
- ・ 市税の効果的、効率的な徴収
- ・ 市の未収金の効率的な債権回収

受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化

- ・ 各種使用料手数料の見直しなど行政サービスの受益と負担の適正化、減免の適正化

※18 ネーミングライツ…市と民間団体等との契約により、公の施設等に愛称等を付与させる(命名権)代わりに、当該団体から対価等を得て、その対価等を施設の管理・運営などにあてる方法

2 財産経営の推進

市が所有する土地や建物などの財産データを一元的に把握、分析し、将来ニーズに即した効果的な活用を推進するとともに、公共建築物や、道路・橋梁・公園などのインフラ資産について長寿命化、計画的な整備・維持保全による経費の軽減・平準化を図ります。

また、未利用財産の情報開示を行いながら利用予定のない土地等を売却するなど保有資産の有効活用を進め、市民サービスの向上と財政負担の軽減を図ります。

具体的な改革項目

全資産の情報整理と将来ニーズに即した効率的な活用

- ・ 各資産の利用実態や維持管理コスト等を踏まえ、将来的なニーズに見合った効率的な財産経営の推進

将来に残す公共施設等の長寿命化及び計画的な整備・維持保全による経費の軽減・平準化

- ・ 計画的な維持保全による公共建築物の長寿命化、投資平準化、維持管理効率化、有効活用などを実施し長期的な経費負担の軽減
- ・ 計画的な維持保全によるインフラ資産（道路・橋梁・公園）の長寿命化、投資平準化、維持管理効率化、有効活用などを実施し長期的な経費負担の軽減

未利用財産の情報開示による処分・活用等財産の流動化

- ・ 未利用財産の処分と有効活用の促進

3 公会計改革による新たな公会計の活用

企業会計手法を用いた財務諸表等を作成することにより、わかりやすい財務情報開示を進め、市民に対する説明責任の充実に向けた公会計改革に取り組むとともに、予算編成などに活用していきます。

あわせて、事業別または施設別の収支状況などを予算編成に活用し、受益と負担の関係を明らかにしていきます。

具体的な改革項目

新たな公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報発信

- ・ 新しい公会計基準に基づく財務書類を「総務省方式改訂モデル」から「基準モデル」へ移行し予算などへ有効活用
- ・ 事業や施設のコスト分析を行い予算編成に反映 【再掲】

※19 「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」…いずれも新地方公会計制度実務研究会報告書(平成19年10月)における公会計基準を指す。ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握するうえで「基準モデル」が適していることから、本市では「基準モデル」による財務書類の作成を進めている

4 地方公営企業などの経営改革

地方公営企業（水道事業、病院事業、下水道事業）については、業務効率化など徹底した経営改革で経費節減や増収に努め、独立採算の原則にもとづく自立した経営を進めます。

また、その他特別会計においても効率的な運営を進め経営改革に取り組んでいきます。

具体的な改革項目

水道事業の経営改革の取組強化

- ・ 最適事業規模に向けた浄配水施設の統廃合
- ・ 企業債残高の計画的圧縮
- ・ 平成 27 年度以降の（仮称）水道事業基本計画の策定

病院事業の経営改革の取組強化

- ・ 患者サービスの充実・職員満足度の向上による患者満足度の維持向上
- ・ クオリティインディケータの導入による、医療の質の可視化
- ・ 収益の確保と適正な費用による経営の健全化

下水道事業の経営改革の取組強化

- ・ 市浄化槽整備事業の推進
- ・ 下水道への接続推進
- ・ 自立した経営の確立
- ・ 組織再編による一層の効率化

その他特別会計の経営改革の取組強化

- ・ 効率的な運営による収支の均衡回復

※20 地方公営企業…地域住民の生活に必要な水道、病院事業など地方公共団体がサービス提供するもののうち、地方公営企業法の適用を受け実施するもので、本市には3事業がある

※21 （仮称）水道事業基本計画…将来にわたり、安全な水の安定供給を持続するため、本市の水道事業のあるべき将来像とその実現のための具体的な施策を設定する計画で、現在は「新潟市水道事業中長期経営計画～マスタープラン～（平成 19～26年度）」を推進している

※22 クオリティインディケータ…病院で行われている医療の質を客観的に評価するための指標。具体的な数値で表すことにより経年変化が確認できるとともに、これを分析・改善することによって医療の質の向上を図っていく

※23 その他特別会計…市の会計には、市税を主な財源とする基本的な会計である「一般会計」と、特定の事業目的のため独立採算を原則とする「特別会計」がある

その他特別会計は、「特別会計」のうち地方公営企業を除いた会計で、本市には「中央卸売市場会計」「国民健康保険事業会計」「介護保険事業会計」など8会計がある

行政改革プラン 2013 の推進方法

1 プラン 2013 の改革プロセス

～ 改革の継承と深化、未来への布石～

時代の変化に即応した取組のスピードアップ

市民に近い基礎自治体としての役割と責任を十分に自覚し、社会経済状況の変化、国の大都市制度改革や地方分権改革の動向などの流れに即応した取組を加速させます。

新・新潟市総合計画の施策効果をより確かなものとするため、計画期間を2年間とし、「具体的な改革項目」ごとの工程表にもとづき推進します。

区長・部長の経営・改革責任の明確化

区長、部長等の成果志向による組織マネジメントの徹底により、自らが経営・改革の当事者となることで、効率的な経営資源配分を行ない、実効性の高いものとします。

改革効果の一層の見える化と職員の改革・改善意欲の向上

プラン 2013 の取組内容や進捗状況の把握における公表の段階で、改革を進めた効果が市民によりわかりやすく伝わるよう留意していきます。

プラン 2013 の取組を職員が共有し、一丸となって取り組んでいくことにより、さらなる職員の改革・改善意欲の向上に繋げていきます。

将来の政令市にいがたを見据えた改革の着手

本市が目指す都市像の実現に向けて、当面の課題に対応していくとともに、将来を見据えた改革に着手・推進していきます。

2 プラン 2013 の推進体制

プラン 2013 は、市長を本部長とし、副市長、区長・部長等の庁議メンバーを委員とする「新潟市行政改革推進本部」で、推進・進捗管理を行っていきます。

3 プラン 2013 の進捗マネジメント

進捗管理の方法

プラン 2013 の進捗状況や達成度については、年度終了後、「具体的な改革項目」ごとの取組工程および指標について、担当部局による自己評価・検証を行い、今後の方向性を明示し必要な改善を行うことにより、より実施効果の高い取組としていきます。

さらに、計画期間の評価を行い、平成 27 年度以降の行政改革プランの取組に生かしていく、P D C A サイクルを確立します。

進捗状況の公表

プラン 2013 の進捗状況は、進捗管理シートにとりまとめ、市民によりわかりやすい形でホームページや市政情報室で公表し、透明性を高めていきます。

※24 PDCAサイクル…Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことで、継続的に改善を行うマネジメント手法

進捗管理シート

重点改革項目Ⅱ 市民との真のパートナーシップの形成

大項目	区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPOなどとのさらなる協働の推進				No.	40
中項目	区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO等との連携・協働によるまちづくり・公共サービスの推進				担当課	行政経営課
具体的な改革項目	外郭団体評価の実施による団体の経営改善(市と団体の関与の最適化と、より効率的・効果的な評価方法に改善し実施)					
現状と課題 (これまでの取組)						
改革実施概要	改革の目的、考えられる効果	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> PLAN (計画) ...現状の実績や将来の予測などをもとにした計画 ・改革の目的・考えられる効果 ・取組の内容、現状と最終目標を考慮した取組工程、指標(平成25、26年度) </div>				
	取組の内容					
	取組工程 (具体的な内容)	現状	平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	
指標						

進捗管理	(各年度10月、年度終了後に実施)		平成25年度	平成26年度
	取組の状況	上半期 (4~9月) 下半期 (10~3月)	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> DO (実行) ...計画に沿った取組を行う 取組を実施し、取組の状況を上半期、下半期で把握 </div>	

年度評価	(年度終了後に実施)		平成25年度	平成26年度
	取組工程、指標に対する評価	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> CHECK (評価) ...計画に沿った取組か評価を行う 【年度評価】取組が計画に沿っているか、年度終了後に点検、評価 </div>		
	課題、今後の方針、改善事項など	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> ACTION (改善) ...進捗が遅れている取組を改善する 【年度評価】進捗が遅れている取組を分析し、次年度に改善 </div>		

計画期間の評価	(平成26年上半年期終了後に実施)		総合評価	平成27年度以降
	取組工程、指標に対する評価	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> CHECK (評価) ...計画に沿った取組か評価を行う 【計画期間の評価】取組が計画に沿っているか、計画期間終了後に点検、評価 </div>		
	課題、今後の方針、改善事項など	<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> ACTION (改善) ...進捗が遅れている取組を改善する 【計画期間の評価】進捗が遅れている取組を分析し、次の計画に反映 </div>		

行政改革プラン 2013 の全体指標

プラン 2013 では、「具体的な改革項目」ごとに指標としてできるだけ数値目標を設定し取組を進めていきますが、特に次の指標について重点指標と位置付けていきます。

全体指標		現状 (平成 24 年度)	平成 25 年度	平成 26 年度	計画期間
市民満足度 (窓口アンケート) (5 点満点)	市民満足度の高い行政サービスを推進していくため、窓口における市民満足度の向上を図ります。	4.55	4.57	4.59	-
職員満足度 (職員アンケート) (7 点満点)	職員意欲を高め、質の高い行政サービスを推進するため、職員満足度の向上を図ります。	4.59	4.80	5.00	-
業務・事務改善 (件数)	各職場での業務・事務改善を推進するとともに、優良事例を関連部署に積極展開し、業務・事務の効率化・簡素化に繋がります。	1,272	1,500	1,500	3,000
改善事例の 水平展開数 (件数)		-	15	15	30
定員管理 (普通会計) (人)	広域合併後の8年間で770人を減員してきました。昨今の行政需要の増大や、職員の大量退職・年齢構成の平準化に配慮しながら、今後も行財政の効率化を推進します。	5,619 (H25.4.1 見込み)	5,604 (15)	5,564 (40)	55 (期間の合計 削減人数)
歳出の見直し (億円)	既存の事務事業の見直しによる△7 億円／年に、定員管理分を加え歳出の削減を図り、新しい行政ニーズに配分します。	14.5 (プラン 2010 計画値)	8	18 (H25: 8) (H26: 10)	26 (期間の累積 効果額)
市税合計収納率 (%)	負担の公平性と安定した財源の確保のため、市税の収納率の向上と、未収金の効果的な債権回収を推進します。	95.2 (見込み)	95.6	95.7	-
年度末における 未収金額(全庁) (億円)		130 (見込み)	115 (15)	100 (15)	30 (期間の累積 効果額)

行政改革プラン 2013 の体系

重点改革項目	大項目	中項目
「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化	1 政策課題の高度化への対応	○新・新潟市総合計画第4次実施計画など主要施策の戦略的实施
		○戦略的都市経営のための対応
		○将来の政令市にいがたの目指す都市像、ビジョンの明示
	2 住民自治の強化に向けた対応	○大都市における住民自治に関連した制度的な課題への対応
		○「大きな区役所」「小さな市役所」の理念の具体化
	3 選択と集中による経営資源の適正配分	○予算・組織編成、人員配置での選択と集中の強化
		○外部評価をふまえた事業の見直し、内部事務の効率化・簡素化
		○電子自治体の推進
		○窓口サービスの向上
	4 危機管理・防災機能、マネジメント機能の強化	○広域合併後 10 年に向けた、各種制度の整理・統合
		○災害発生時における本市対応能力の強化
		○組織内部のマネジメント機能の整理・統合、職員への浸透・定着
	5 戦略的な人材マネジメント	○専門性の高い職員の育成を目的とするフランチャイズ制に基づいた人事制度の浸透・定着
		○質の高い職員集団形成に向けた取組
		○職員意欲のさらなる向上
市民との真のパートナーシップの形成	1 区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO などのさらなる協働の推進	○地域コミュニティによる主体的なまちづくりのための支援の強化
		○区自治協議会、地域コミュニティ協議会、NPO 等との連携・協働によるまちづくり・公共サービスの推進
		○地域活動を支える担い手を創出するための場の積極的な提供
	2 市民との情報共有と市民参画・協働の充実・拡大	○市民への情報公開・情報発信、市民との情報共有の徹底した推進
		○市民参画・協働の充実・拡大
		○職員の意識改革と協働を実践しやすい庁内体制の整備
3 民間活力の効果的な活用	○民間委託導入効果の高い業務への民間委託導入の推進	
	○公の施設の指定管理者制度導入などさらなる民間活力の活用・推進	
持続可能な財政運営の確立	1 持続可能な財政運営	○さらなる民間活力導入推進に向けた制度整備
		○中長期的な収支均衡、事務事業の選択と集中による計画的な歳出の見直し
		○市税等の収納率向上と新たな財源確保の取組
	2 財産経営の推進	○受益と負担水準の検証と各種使用料等の負担水準の適正化
		○全資産の情報整理と将来ニーズに即した効率的な活用
		○将来に残す公共施設等の長寿命化及び計画的な整備・維持保全による経費の軽減・平準化
	3 公会計改革による新たな公会計の活用	○未利用財産の情報開示による処分・活用等財産の流動化
		○新たな公会計による財務情報を活用した財務運営、財産経営の推進と市民に向けた情報発信
	4 地方公営企業などの経営改革	○水道事業の経営改革の取組強化
		○病院事業の経営改革の取組強化
		○下水道事業の経営改革の取組強化
		○その他特別会計の経営改革の取組強化

